

平成26年第9回（8月）
農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所 平成26年8月8日(金)
開 会 10時00分 閉 会 10時57分

2. 開催場所 吉富フォーユース会館3階会議室

3. 出席委員

委員の定数 16名

出席委員数 16名

欠席委員数 0名

出席委員の氏名

是木	輝義	若山	清敏
瀬口	勝美	高原	孝幸
井上	幸子	宇佐	正人
樋口	翌	太田	克弘
恒成	一治	菊	啓治
奥家	信弘	守口	正典
賀部	正直	豊田	和義
是木	則幸	土屋	豊一

欠席委員の氏名 なし

4. 付議事項

議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請書について 1件

議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について 2件

議案第14号 下限面積(別段面積)の設定について

議案第15号 農業経営基盤強化促進法改正に伴う市町村基本構想の変更について

5. 農業委員会事務局職員

事務局職員 赤尾 慎一、和才 薫、石丸 貴之

6. 会議の概要

事務局	委員の皆さんおはようございます。 皆様方には何かとお忙しい中出席いただきまして有難うございます。それでは、ただ今より平成26年第9回8月の総会を開催いたします。 それでは、開会に先立ちまして是木会長よりご挨拶をお願いいたします。
是木会長	皆さんおはようございます。改選後初めての総会となります。大変忙しい中出席いただきまして有難うございます。台風等災害の心配もありますが、今現在は稲の生育もいいみたいです。皆様においても体に十分に気をつけていただきたいと思います。 それでは、ただいまから平成26年第9回8月の総会を開催いた

事務局	<p>します。まず、議事録署名人の指名をいたします。議事録署名人には井上委員、樋口委員のお二人を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。「議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請書について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>それでは1ページをご覧ください。「議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請書について」です。この案件は売買契約に基づき農地の所有権移転を行う為の許可申請案件です。</p> <p>申請農地：吉富町大字別府284番1 畑 477㎡ 吉富町大字別府285番1 畑 568㎡ 合 計 1,045㎡</p> <p>譲受人：吉富町大字小祝〇〇〇番地 M. Y 譲渡人：吉富町大字別府〇〇〇番地 O. T （他議案内容朗読及びP1からP7説明）</p> <p>本申請は、農地法第3条許可の不許可要件の7項目のいずれにも該当いたしません。譲渡人は高齢で今後は農地の管理が難しくなるので、誰か農地を引き受けてくれる人はいないかと探していたところ、今回の譲受人が見つかったということであり、農地取得後の経営面積も7,042㎡となり、本町の農地下限面積の30a以上の保有となり問題はないと思われます。以上で説明を終わります。よろしくご審議願います。</p>
是木会長	<p>それでは、地元委員の太田委員さん、申請地の状況や聞き取り内容などで何か補足説明がありましたらお願いします。</p>
太田委員	<p>ただ今の事務局の説明のとおりでございます。ご主人が生きておられたときは管理されていたが、後継者も無くご本人は高齢で農地の管理が出来ないということなので問題ないと思われます。</p>
是木会長	<p>太田委員並びに事務局より説明がありました。</p> <p>ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いします。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
是木会長	<p>ございませんようでしたら、議案第12号については承認することにご異議はございませんか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
是木会長	<p>では、「議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請書について」は承認することと決します。</p> <p>つづいて、「議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について」を上程いたします。今回は2件の申請があるようなので事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>8ページをご覧ください。「議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について」です。先ず番号1の説明です。この案件は、この農地を第三者へ所有権移転の伴う転用です。</p>

	<p>申請農地：吉富町大字幸子465番地3 畑 92㎡</p> <p>譲渡人：吉富町大字幸子〇〇〇番地 H. H</p> <p>譲受人：吉富町大字幸子〇〇〇番地〇 H. Y</p> <p>転用理由：敷地の拡張</p> <p>(その他議案内容朗読及びP8からP14説明)</p> <p>農地区分については、都市計画用途区域内の第1種低層住居専用地域なので3種要件の農地と判断されますが、本人が気づかずに現状既に駐車場として使用していますので、始末書をつけての申請となっています。よろしくご審議願います。</p>
是木会長	<p>それでは、地元委員の賀部委員さん、申請地の状況や聞き取り内容などで何か補足説明がありましたらお願いします</p>
賀部委員	<p>ただ今の事務局の説明のとおりでございます。今回村中道路の拡幅計画がありまして、その件でこの土地が転用されていない農地であると判明しましたが、昔からHさんの駐車場として使用しており手続きのミスということで本人も反省していますし、問題ないと思われま</p>
是木会長	<p>賀部委員並びに事務局より説明がありました。</p> <p>ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いします。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
是木会長	<p>ございませんようでしたら、議案第13号-1については承認することにご異議はございませんか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
是木会長	<p>それでは、議案第13号-1に関しては承認することと決めます。</p> <p>続きまして、議案第13号-2について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>次に番号2の説明です。再度8ページをご覧ください。この案件は、この農地を第三者へ所有権移転の伴う転用です。</p> <p>申請農地：吉富町大字小犬丸499番地7 田 391㎡</p> <p>譲渡人：吉富町大字小犬丸〇〇〇番地〇 K. Y</p> <p>譲受人：北九州市小倉南区企救丘〇丁目〇〇番〇-〇〇〇号 U. T</p> <p>転用理由：店舗併用住宅建築</p> <p>(その他議案内容朗読及びP15からP22説明)</p> <p>農地区分については2以上の水管(上水道・下水道)の埋設道路に接し、かつ500m以内に2以上の教育(昭和保育園)、医療施設(林歯科医院)があることから第3種要件の農地であると判断されます。よろしくご審議願います。</p>
是木会長	<p>それでは、地元委員の守口委員さん、申請地の状況や聞き取り内容などで何か補足説明がありましたらお願いします</p>
守口委員	<p>ただ今の事務局の説明のとおりでございます。現在は荒廃農地と</p>

是木会長	<p>なっており、隣接する住民の方も困っている状態です。今回Kさんが店舗併用住宅を建築するそうで、荒廃農地の解消にもつながりますし、隣地の承諾もありますし、排水についても、公共下水道で処理するということですので、問題ないと思われます。</p> <p>守口委員並びに事務局より説明がありました。</p> <p>ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いします。</p>
高原委員	<p>造成はL型擁壁となっているが、過去には転用申請はL型擁壁でしているが、実際はブロック積みの施工があるが今後その様な場合どうするのか？</p>
事務局	<p>県との協議になりますが、基本的に計画と違う場合は、計画変更若しくは当初申請のおりの施工を指導するようになります。</p>
高原委員	<p>施工中役場は管理指導しないのか？</p>
事務局	<p>今後は役場及び地元農業委員さんに注意をしてもらって、指導していきたいと思います。</p>
是木会長	<p>転用の竣工検査をどこまで町が立ち入ってどこまですることが出来るのか？権限はあるのか？</p>
事務局	<p>転用の許認可事務は県知事なので、町に権限はありませんが、完了報告は町を経由するので、今後は地元委員さんと協力して指導をしてかつ県に進達したいと思います。</p> <p>また、申請はあくまで農地を宅地に転用することなので、擁壁については県に確認したいと思います。</p>
是木会長	<p>ほかに発言のある方は挙手お願いします。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
是木会長	<p>今後はこのような案件については、注意するという事でほかにございませぬようでしたら、議案第13号-2については承認することにご異議はございませぬか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
是木会長	<p>では、議案第13号-2に関しましては承認することと決めます。</p> <p>これにより「議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」2箇所とも承認することとします。続きまして、「議案第14号 下限面積（別段面積）の設定について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>この案件は農地法3条の下限面積の設定についてです。それでは「議案第14号 下限面積（別段面積）の設定について」です。23ページをご覧ください。</p> <p>(議案朗読)</p> <p>補足説明ですが、農地法第3条の許可を受け、耕作のために農地の賃貸借や所有権等の権利を取得しようとする場合は、取得後において原則50a以上の耕作面積を確保することが必要でしたが、「農地法等の一部を改正する法律」が平成21年12月15日に施</p>

	<p>行され、一定条件を満たす区域については、地域の実情に応じて農業委員会が別に定めることができることになりました。これに伴い、吉富町農業委員会では、下限面積については、町内全域において30aと設定していますが、議案中にありましたように、毎年下限面積の設定又は修正の必要性について、新規就農者や多様な農業経営者の確保、耕作放棄地の解消などの観点から現行の30aの下限面積設定が適切であるか否かをご審議いただくものです。</p> <p>なお、利用権設定はこの下限面積は適用いたしません。30a未満のたとえば10aでも農地の賃貸借はできます。</p> <p>近隣においては豊前市40a、上毛町においても40aとなっています。</p>
是木会長	<p>事務局から議案第14号について説明がありました。ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いします。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
是木会長	<p>ございませんようでしたら、議案第14号については承認することにご異議はございませんか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
是木会長	<p>では、議案第14号に関しましては承認することと決めます。</p> <p>続きまして、「議案第15号 農業経営基盤強化促進法改正に伴う市町村基本構想の変更の承認について」を上程します。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「議案第15号 農業経営基盤強化促進法改正に伴う市町村基本構想の変更の承認について」ですが、先日事前配布しました基本構想案の主な変更点についてご説明します。資料として今回一部見直しをする新旧対象表を貼付し、「基本方針の見直しについて」を配布しています。</p> <p>今回の変更の目的は、平成26年4月に「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤法等の一部を改正する等の法律」が施行されたこととともないに伴い、国の法律施行後6ヶ月以内に基本構想を変更する必要があることから、法や基本方針を踏まえて変更するものであります。</p> <p>またこの資料は、県に関するものですが、町の基本構想も県の改正内容を参照しますので、この資料で説明させていただきます。</p> <p>具体的な改正内容は「2 改正する内容」に記載されていますように、6項目の見直しが検討されます。(1)として、育成する効率的かつ安定的な農業経営体の目標。ここでの「育成する効率的かつ安定的な農業経営体」は、本町では「認定農業者」を指し、目標として「労働時間と所得」が設定されます。次に(2)の新たに農業経営を営もうとする青年等の目標、ここで新規就農者の「労働時間と所得」を設定します。(3)に効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標、ここで認定農業者が目標とする所得を達成するための</p>

「営農類型や経営規模」の例が示されます。(4)に新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の基本的指標として、新規就農者が目標とする所得を達成するための「営農類型や経営規模」の例が示されます。(5)に農用地の利用集積に関する目標として「認定農業者」への農地集積目標が示されます。(6)に農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項となっていますが、これは県特有の事業であり、町は「農地中間管理機構が行う事業の実施を推進する事業」となっています。

それでは新旧対照表の説明をさせていただきます。なお説明は6項目の改正内容を中心に説明させていただきます。

新旧対照表のP4(P29)の上から6行目をご覧ください。先程の6つの改正内容の(1)認定農業者の労働時間と所得について記載されています。年間農業所得410万円程度、年間労働時間2,000時間程度で、基本構想の変更はありません。これは統計資料「福岡県の賃金事業」により5ヵ年の平均より試算した結果です。

続いて(2)の新規就農者の目標について、同じくP4(P29)の上から10行目を下さい。左の欄に追加された内容を読み上げます。「将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があることから、将来(農業経営開始から5年度)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

新たに農業経営を営もうとする青年等については、本町及び周辺地域の優良な農業経営の事例や、他産業従事者と均衡する年間総労働時間(主たる従事者1人あたり2,000時間程度)の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年度には農業で生計が成り立つ年間農業所得(2に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の7割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得300万円程度)を目標とするとなっています。なお数字の根拠は県の構想を参考としています。

次にP9(P34)をご覧ください。(3)の認定農業者の効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標として、410万円程度の農業所得を達成するための営農類型と経営規模等について、今後の農業の状況を鑑み、福岡県京築普及指導センター及び福岡京築農業協同組合と本町事務局にて見直しが行われています。

現行の右欄に掲載されています6つの例示から、改正案として左欄に10の例示がなされました。これはT P P交渉参加や米補助金の見直し等の影響を考慮し、米麦を中心とした営農類型から、例1に示す国の推進する飼料用米の追加や、例2から10に示す福岡京築農業協働組合の園芸共販品目を絡めた指標となっています。改正案の営農類型のみ読み上げます。

例1に主食用米、飼料用米、麦、例2にイチゴと水稲

例 3 にレタス、スイートコーン、水稲、例 4 に新ごぼう、水稲
例 5 に白ねぎ、ナス、水稲、例 6 にブロッコリー、レタス、水稲
例 7 にキク、例 8 にブロッコリー、ホオズキ、キク
例 9 にイチジク、ブロッコリー、水稲
例 10 に水稲、麦、ブロッコリー

なおこれらの例は代表的なものであり、その他の営農類型により認定農業者を目指したい申請があった場合は、その都度普及センター等と相談を行います。

次に（４）の新規就農者が目標とする所得を達成するための「営農類型や経営規模」です。新規就農者が農業所得 300 万円程度を達成するための指標が 7 つ示されています。P 17（P 42）をご覧ください。ここも改正案の営農類型のみ読み上げます。

例 1 にイチゴ、例 2 にレタス、スイートコーン

例 3 に新ゴボウ、水稲、例 4 にブロッコリー、レタス

例 5 にキク、例 6 にブロッコリー、ホオズキ、キク

例 7 に水稲、麦、ブロッコリー

なおこれらの例も代表的なものであり、その他の営農類型により認定就農者を目指したい申請があった場合は、その都度普及センター等と相談を行います。

続いて P 21（P 46）をご覧ください。改正内容（５）の農用地の利用集積に関する目標として「認定農業者」への農地集積目標です。国が農業経営を大規模化し、強い農業づくりを目指していることから、組織や認定農業者への農地の集積目標を 80% としていることから、本町もそれに準じています。

続いて P 23（P 48）をご覧ください。改正内容（６）の農地中間管理機構が行う事業の実施を推進する事業についてです。P 23（P 48）の 1 行目②に「農地中間管理機構が行う事業の実施を促進する事業」とあり、ページの中段下に、「なお農地中間管理事業の実施を促進する事業については、本町全域を対象として地域の重点実施と連携して積極的な取組を行い、面的な集積が図れるよう努めるものとする。」と改正案が記載されています。

主な改正内容の説明は以上となります。これで「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）」の説明を終わります。

本日の総会で農業委員会の意志決定をしていただきますが、JA 福岡京築にも意見照会をします。その後県知事と協議し、知事の同意を得て基本構想が変更となります

是木会長

事務局から議案第 15 号について説明がありました。ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いします

各委員

（質疑なし）

是木会長

ございませんようでしたら、議案第 15 号については承認することにご異議はございませんか。

各委員 是木会長	(異議なし) では、議案第15号に関しましては承認することと決めます。 本日の議事はすべて終了しましたが、その他として情報交換と なっていますがなにかありませんか？
事務局	担当地区について詳細図面配布。 転用基準の説明資料について詳細説明。
是木会長	その他特になければ次回の総会の日程ですが、事務局よりお願い いたします。
事務局	予定どおり、9月10日(水)10:00からこの場所での開催 を提案しますがどうでしょうか。
各委員 是木会長	(異議なし) それでは、これを持ちまして平成26年第9回(8月)総会を閉 会いたします。皆様、お疲れ様でした。
	10時57分 閉会

以上をもって全議案の審議並びに報告を終了したので、本議事録を作成し、議事録署名人がこれに署名する。

議事録署名人： _____

議事録署名人： _____